

海外経済要録

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度の一部を変更

1. 連邦準備制度理事会は11月13日、レギュレーションDを以下のように改正し、12月12～18日の準備積立て週(対象預金の計算期間は11月28日～12月4日週)から実施する旨を発表した。

- (1) 期間4か月以上の定期預金(5百万ドル超)に対する支払準備率を5%から3%に引き下げる(5百万ドル以下は3%に据置き)。
- (2) 期間4か月未満、金額5百万ドル超の定期預金に対する支払準備率を5%から6%に引き上げる(5百万ドル以下は3%に据置き)。
- (3) 期間4か月未満の大口CD等(注)に対する追加準備率3%を撤廃する(期間4か月以上の大口CD等に対する同準備率はすでに9月に廃止されている)。
- (4) 残高4億ドル超の純要求払預金に対する支払準備率を18%から17.5%に引き下げる。

なお、ユーロ・ダラー取入れに対する支払準備率8%については据え置かれている。

(注) 銀行関連CP、ファイナンス・ビルに対する追加準備率については大口CDと同様の取扱い。

米国の支払準備率

(単位・%)

	新準備率	旧準備率
純要求払預金		
残高2百万ドル以下	8.0	8.0
2百万ドル超10百万ドル以下	10.5	10.5
10百万ドル超1億ドル以下	12.5	12.5
1億ドル超4億ドル以下	13.5	13.5
4億ドル超	17.5	18.0
定期性預金		
貯蓄預金	3.0	3.0
定期預金		
期間6か月未満		
残高5百万ドル以下	3.0	3.0
5百万ドル超	6.0	5.0
期間6か月以上		
残高5百万ドル以下	} 3.0	3.0
5百万ドル超		5.0

(注) 純要求払預金(net demand deposit)とは、総要求払預金(gross demand deposit)から金融機関預金および取立未済切手手形を控除したものである。

本措置の趣旨につき同理事会では、「クリスマスを中心として今後予想される季節的資金需要の増加による資金繰り繁忙期に対処するとともに、銀行の定期預金満期の長期化を促進し銀行の流動性ポジション改善を図るものである」と説明しており、本措置に伴う所要準備額軽減を約750百万ドルと見込んでいる。

2. さらに連邦準備制度理事会は11月18日、上記定期預金の期間区分を6か月以上と6か月未満に修正する旨を発表した。

なお、11月14日から18日までの間に生じた期間4か月以上6か月未満の新規定期預金に対しては、13日発表時の措置が適用されることとなっている(適用支払準備率は3%)。

大口CD等に対する追加準備率

(単位・%)

	新準備率	旧準備率
期間4か月以上	0	0
4か月未満	0	3

(注) 今回の措置によって大口CD等に対する追加準備率は廃止されたこととなるが、従来同様定期預金の一部として支払準備制度の対象となることはいうまでもない。

◇米国連邦準備制度、銀行引受手形の保有限度額の拡大等を発表

連邦準備制度は11月22日、公開市場操作における銀行引受手形(Bankers' Acceptances)の保有限度額を現行の5億ドルから10億ドルに引き上げる旨を発表した。本措置の趣旨について同制度は、最近における銀行引受手形市場残高の増高を考慮したものと説明している。

なお、これに先だち連邦準備制度は11月8日、外国公的機関がニューヨーク連銀を通じて購入する銀行引受手形について、満期日における支払保証を11月12日以降行わない旨を発表した(ただし、外国公的機関のためにニューヨーク連銀がすでに買い入れ保有している現在残高については支払を保証)。

◇米国、預金保険限度額を引上げ

フォード大統領は10月28日、連邦預金保険法の一部改正を認める法案(Public Law 93-495)に署名した(実施は11月27日)。主な改正内容は次のとおり。

- (1) 連邦預金保険の付保限度額を2万ドルから4万ドルに引き上げる。
- (2) ただし、公的機関の定期性預金については付保限度額を10万ドルとする。

◇米国連邦準備制度理事会、公的機関の加盟銀行への貯蓄預金預け入れを認可

連邦準備制度理事会は11月26日、「公的機関の資金運用対象範囲拡大に資する」ためレギュレーションQを改正し、公的機関の加盟銀行への貯蓄預金預入れを認める旨発表した(預金保険については前項参照)。

また、これに伴い同理事会は公的機関の定期性預金に対する付利最高限度を次のとおり設定した(11月27日実施)。

貯蓄預金(Passbook Savings)	年 5%
10万ドル未満のその他定期預金	7.5%

なお、連邦預金保険会社および連邦住宅貸付銀行理事会もその管轄金融機関に対し同様の措置を実施している。

◇米国、連銀の国債等直接買入れ権限の期限を延長

フォード大統領は10月28日、連銀が50億ドルを保有限度として、国債または政府保証債を米国政府との間で直接売買しうる権限を定めた連邦準備法第14条3ただし書の期限を、75年10月31日まで延長する法案に署名した。

◇米国、輸出管理法を改正・延長

フォード大統領は10月29日、輸出管理改正法(Export Administration Amendments of 1974)に署名、同法は即日発効した。同法は本年6月末に期限を迎え、その後暫定延長されてきた1969年輸出管理法(Export Administration Act of 1969)を一部改正のうえ延長を図ったもので、有効期限は1976年9月末までとなっている。主な改正内容は次のとおり。

- (1) 輸出規制発動要件の一つにあげられていた「to reduce the serious inflationary impact of abnormal foreign demand」から「abnormal」を削除し、要件を緩和。
- (2) 1970年農業法による報告義務対象物資(主要農産物を網羅)を除くすべての物資について、その輸出が国内に重大な影響を及ぼすと見込まれる場合には商務省にその輸出および輸出契約の監視(monitor)を義務付ける監視制度を導入。
- (3) 共産圏向け輸出に関し、国家安全保障の見地から戦略物資・技術輸出の許可決定過程における国防省の発言権を強化し、大統領に対し輸出不許可を勧告する権限を同省に付与。
- (4) 輸出規制手段として輸出許可手数料(export license fees)を課する権限を大統領に付与。
- (5) 輸出規制によって苦境に陥る業者に対する救済を図

るため、輸出規制免除申請手続(procedures hardship relief from export controls)を導入。

◇カナダ、公定歩合を引下げ

カナダ銀行は11月15日、公定歩合を9.25%から8.75%に引き下げ18日から実施する旨発表した。カナダの公定歩合は73年4月以来8回にわたって計4.5%の引上げが行われており、今回の引下げは73年4月の引上げ以来ほぼ1年半ぶりのことである。

本措置の趣旨についてブイ総裁は、「8月末以降低下傾向にある国内市場金利の動向に追随したものである」旨説明しているが、その背景として、米国における最近の大幅な金利低下のほか、①国内における引締め効果の浸透、②主要国の景気停滞の影響、などからカナダの実体経済がこのところとみに停滞の色を深め、企業の資金需要もやや落ち着いてきており、カナダ銀行もこのところいくぶん緩めの政策運営を行ってきた事情がある点を指摘するとともに、インフレ問題は今後とも重要な課題であり、マネー・サプライの伸びをインフレ抑制の目的と矛盾しない範囲内に維持していくことが、引き続き金融政策の主要目標であるとしている。

◇カナダ、特許銀行の第2線準備率を引下げ

カナダ銀行は11月29日、特許銀行の第2線準備(大蔵省証券等)率(注)を12月1日以降8.0%から7.0%に引き下げる旨発表した。

今次措置について同行のブイ総裁は、「貯蓄債券の発行に伴い国庫の銀行預け金が著増した機会をとらえて、これまで必要以上に高水準であった第2線準備率を引き下げたものであり、金融緩和促進を意図したものではない。本措置に基づく特許銀行の余剰資金は別途公開市場操作等によってほぼ吸収されよう」と述べている。

(注) カナダ銀行の支払準備制度は固定現金準備制度および可変第2線準備制度の二つからなる。第2線準備制度は特許銀行のカナダ・ドル建総預金債務に対し、カナダ銀行預け金・手元銀行券(現金準備制度による所要額を除く)、大蔵省証券および証券業者向け翌日物コール・ローンの形で保有を義務づけており、12%の限度内で変更しうることとなっている。なお、固定現金準備制度は現在、要求払預金に対して12%、定期預金に対しては4%の現金準備保有を義務づけている。

欧州諸国

◇E C、イタリア向け短期信用供与を中期化

1. E C蔵相理事会は11月18日、イタリア向け短期信用供与(総額1,562.5百万UC、期間3ヵ月)のうち、英国分を除く1,159.2百万UCについては、きたる12月18日の期

限到来後、4年の中期信用供与の形に切り替えることを決定した。なお、イタリア同様国際収支赤字に悩む英国分(403.3百万UC)については、3か月ごとに更新という従来の方式が踏襲されることとなった。

2. 中期信用供与の条件等は以下のとおり。

(1) 金額…1,159.2百万UC(内訳は西ドイツ、フランス各403.3百万UC、ベルギー・ルクセンブルク、オランダ各134.4百万UC、デンマーク60.4百万UC、アイルランド23.4百万UC)。

(2) 元本返済…3年3か月据置き、以降3か月ごとの分割返済(1978年12月18日に完済)。

(3) 利率…IMF貸出金利(年率4.875%)と本年12月18日のユーロ・ダラー金利との平均。

(4) 利払い…6か月ごと。

3. また、上記措置の決定に伴い、イタリアは同国の経済政策運営にあたり、以下の目標達成に努力することを要請された。

(1) 75年の政策目標

イ. 石油を除く貿易収支を10億ドル以上の黒字とする。

ロ. 財政支出(地方財政を含む)の伸びを前年比16%以内とする。

ハ. マネー・サプライの伸びを前年比17%以内に抑制する。

(2) 中期目標

イ. 財政赤字の削減

ロ. 公共投資の効率的運用(エネルギー資源の開発、農業構造改善、イタリア南部の開発等に重点配分)

ハ. 行政機構の改善

ニ. 脱税の防止

ホ. 政府系機関の整理、統合等合理化

なお、中期目標については、イタリア政府は今後さらに検討を進め、明年6月末までにEC委員会へ具体策を報告するよう義務づけられている。

◇英蘭銀行、増加額ベースによる特別預金制度を6か月間延長

1. 英蘭銀行は11月12日、金融機関の利付債務増加額にかかる特別預金制度の運営(1月号、5月号「要録」参照)につき次のとおり発表した。

(1) 本制度の適用期間をさらに6か月間延長し75年6月まで存続させる。

(2) 75年1月以降の利付債務基準増加率(1973年10、11、12月央の銀行計数報告日<make up days>現在残高の平均額に対する増加率)を次のとおりとする(従来ど

おり毎月1.5%の伸び)。

特別預金積立て月	対象利付債務	同左基準増加率
75年2月	74年11月～75年1月の平均残高	18.5%
3月	74年12月～75年2月	20.0
4月	75年1～3月	21.5
5月	2～4月	23.0
6月	3～5月	24.5
7月	4～6月	26.0

(3) 特別預金積立て率は、対象利付債務の増加率が基準増加率を超える部分のうち、3%(従来1%)以下の部分についてはその5%、3%超～5%以下(従来1%超～3%以下)の部分についてはその25%、5%超(従来3%超)の部分についてはその50%に変更する。

2. なお、残高ベースによる特別預金(最低準備比率規制対象債務残高の一定比率<現行3%>に相当する現金を英蘭銀行の特別預金勘定に預入するもの)のうち、当座預金にかかる部分については、昨年11月以降、銀行のもうけ過ぎ是正の観点から付利が停止されてきたが、同日の予算演説でヒーリー蔵相は本措置の廃止を発表した。これにより残高ベースによる特別預金については、11月18日以降全面的に付利されることとなった。

3. 上記の増加額ベースによる特別預金制度の延長措置は、予算演説においてインフレ対策上、引き続きマネー・サプライ、銀行貸出等抑制の必要性がうたわれたのに並行してとられたものである。ただし銀行貸出の総枠を抑制する一方企業向け貸出の伸長を図るため、特別預金積立て率の緩和および当座預金にかかる特別預金の付利再開が行われたものとみられる。

◇英国、ポンド価値保証取決めに廃止

1. 英国大蔵省は11月12日、予算演説の中で「本年末(12月31日)に期限の到来する旧スターリング圏諸国との公的保有ポンド残高に対する価値保証取決め(注)の延長を行わない」旨発表した。

(注) 1968年バーゼル協定締結に伴って英国と旧スターリング圏諸国との間で行われた取決め。同諸国が対外準備の一定割合をポンド建資産で運用することを条件に、ポンド価値が一定比率以上に下落した場合これを補償する扱いとしたもの。71年9月、73年9月および74年3月とそれぞれ本措置の延長が行われてきた。

2. 本決定について同省では、「最近急増している産油国のポンド保有残高は現行取決めの対象外であることから、ポンド保有残高全体のごく一部がカバーされているにすぎず、現行取決めの存在意義が実質的に薄れ」、また「4月1日以降11月11日までのポンドの実効切下げ率が平均17.58%と現行取決めの発動基準(18.35%)を大きく

下回っており、これを廃止しても実害がないとみられる」旨説明している。

◇英国政府、第2次補正予算案を発表

英国政府は11月12日、1974年度第2次補正予算案を発表した。その概要次のとおり(なお今次補正予算案のねらい、背景等については「国別動向」を参照)。

(1) 企業助成策

- イ. 73会計年度にかかわる在庫評価益の本年度課税については、売上利益の10%を限度とする。
- ロ. 英国産業金融会社を通じ、今後2年間に10億ポンドの生産投資向け中期資金を供給する。
- ハ. 所得政策第3段階における価格規制を緩和する。
 - (イ) 75年度における設備投資については、その金額の17.5%まで価格転嫁を認める(現行不許可)。
 - (ロ) 労働コスト上昇の価格転嫁許容率を平均80%に引き上げる(現行50%)。

(2) インフレ対策

- イ. 公共支出増加率を今後4年間、年平均実質2.75%以内に抑制する。
- ロ. Social contract(社会契約)に基づく賃金上昇の自主規制を遵守させる。

(3) 所得および富の再分配

- イ. 年金引上げ(現行比15.5%増、明年度から実施)。
- ロ. 所得税控除額の引上げ(子女扶養控除、高齢者控除等)。
- ハ. 利子・配当所得課税の最低限度を年間1千ポンドに引下げ(現行2千ポンド)。
- ニ. 資産譲渡税、土地開発税、富裕税等の関連法案を近く議院に提出する。

(4) エネルギー関連対策

- イ. ガソリンの付加価値税を25%に引き上げる(現行8%)。
- ロ. 北海油田からの採掘に対する新税賦課を内容とした石油課税法案を議院に提出する。
- ハ. エネルギー節減計画を別途発表しこれが実行を推進する。

◇西ドイツ経済専門委員会、年次経済報告を公表

西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(クローテン委員長、5人の学者により構成)は11月22日、恒例の年次経済報告を政府に提出、公表した。

1. 本報告の概要は次のとおり。

(1) 西ドイツ経済の現状と政策提言等

- イ. 国内景気はここにきて後退傾向(tief im konjunk-

turellen Abschwung)にあり、需要面では企業の設備投資をはじめ個人消費等いずれも不ぞいで海外需要もひところの活力を失ってきている。こうした状況の下、物価動向にも落着きがかがられる。

- ロ. これまでにブンデスバンクが行ってきたマネー・サプライのコントロール等厳しいインフレ抑制策は着実に効果を挙げており、これによっても「自由市場経済」の安定と健全な機能が通貨総量の安定的供給にかかっていることは明らかである。同行は今後とも失業増大の問題に配慮するあまりこれまでの政策路線を基本的に崩すようなことがあってはならない。ただし市中金利の低下傾向に対してはこれを妨げないように配慮し、かつマネー・サプライ増加率は年率7~7.5%(74年6%)をめどとするのが望ましい。

- ハ. 為替政策に関しては、いっそうのマルク相場の上昇は超過輸出需要削減の観点から好ましいことであろう。

- ニ. 財政政策については、75年初に予定されている所得税改正等による支出増加(約140億マルク)もあり、75年中の公共部門の支出規模は3,610億マルクと景気中立のとみられる線を260億マルクも上回る見込みであり、これ以上の追加的な支出措置は控えるべきである。なお、公共部門の資金不足は510億マルクに達するとみられるが、その調達については一部を海外借入れで賄う方法もありうるだろう。

- ホ. 目下進行中の年間協定賃金改訂交渉については、賃金交渉の当事者はインフレ期待と通貨価値の下落とが相互に追いかけあい、いわゆるインフレーションの「魔圏」(Teufelkreis)に突入する危険性を考慮すべきであり、以下にみるような来年の西ドイツ経済の見通しは、賃金の伸び率が10%以下にとどまることを前提としている。

(2) 75年の経済見通し

- イ. 世界経済は今後とも国際収支の著しいアンバランス状態が続き、景気は低迷する見通しであり、75年の先進工業国の実質経済成長率は1%強程度にとどまるとみられる。こうした中で、先進工業国のインフレ率が大きく低下することは期待できず、大部分の国では10~15%の物価上昇が続くことになろう。

- ロ. 75年の西ドイツ経済は、①現行引締め路線を堅持した場合(I)、②基本的には引締め路線を維持しつつも、上記のようなマネー・サプライ等に関する指針に沿った政策運営が行われ、かつ賃上げ率の抑制にかなりの成果を収めた場合(II)、③政策転換を

行った場合(Ⅲ)、の三つのケース(注)に分けてみる
ことができよう。このうち委員会としてはケースⅡ
を選択するのが望ましいと考える。なお、その場
合の海外経常余剰は輸出入の増勢鈍化にもかかわ
らず依然大幅貿易黒字が続き、406億マルクの巨額
に達する見込み(73年253億マルク、74年380億マル
ク)。

(注) 専門委員会が提示した三つのケース

75年の実質 GNP 構成要因別伸び率 (対前年比・%)

	ケースⅠ	ケースⅡ (望ましいコース)	ケースⅢ
G N P	+ 2	+ 2.5	+ 1.5
個人消費	+ 3	+ 3	+ 2.5
政府支出	+ 2	+ 2	+ 2
設備投資	- 2	+ 2	- 2
輸出	+ 4	+ 3	+ 4
輸入	+ 5	+ 5.5	+ 4.5
個人消費デフレター	+ 5.5	+ 5~+5.5	+ 7.5
(参考) 被雇用者所得	+ 8	+ 6.5	+ 8

◇フランス、1974年度第2次補正予算案を閣議決定

フランス政府は11月20日、本年度の第2次補正予算案
(第1次は本年7月策定)を閣議決定した。本予算案は、
歳入面でインフレ高進に伴い付加価値税等を中心とする
自然増収(124億フラン)が見込まれることとなったため、
歳出面でも経常支出にかかわる当然増にこれを一部充当
するほか、不況対策(とりわけ国営企業、中小企業への
流動性供与分)にも重点的支出(合計8,277億フラン)を行
うこととしたもの。

追加的支出の具体的内訳は以下のとおり(単位・百万
フラン)。

- (1) 国営企業の増資資金…1,542
(フランス電力会社250、エール・フランス150等)
- (2) 経済社会開発基金(主として中小企業対策)…750
- (3) 産業開発資金…391
- (4) 農業構造改善資金…2,783
- (5) 社会保障給付…939
- (6) 公務員給与支払増…970

◇イタリア、新内閣発足

1. 10月3日の第5次ルモール内閣総辞職後50日あまり
続いたイタリアの政局混乱は、11月23日、モロ前外相が
キリスト教民主党、共和党連立(旧与党の社会党および社
会民主党は閣外協力)による組閣に成功したことから収
拾をみるに至った。新内閣を形成する与党の勢力は劣弱
(下院630議席中281議席、上院322議席中140議席)である
が、閣外協力2党を含めれば、上下両院とも議席の過半

数(下院371議席、上院189議席)を占めることとなった。
2. 全閣僚数は25名(前内閣比1名減員)、政党別構成は
キリスト教民主党20名、共和党5名となっている。主要
閣僚名等以下のとおり。

首相 Aldo Moro (前外相、キリスト教民主党、
1963~68年に3回首相を歴
任)

副首相 Ugo La Malfa (新任、共和党書記長)

外相 Mariano Rumor (前首相、キリスト教民
主党)

蔵相 Emilio Colombo (留任、キリスト教民主
党)

予算相 Giulio Andreotti (前国防相、キリスト
教民主党)

経済相 Bruno Visentini (新任、共和党)

◇スイス国民銀行、国内債務に対する準備預金積立義務 免除を決定

スイス国民銀行は11月22日、商業銀行の国内債務に対
する準備預金積立義務を12月1日以降全額免除する旨決
定、発表した。

本件に関する同行のコメント要旨次のとおり。

「国内債務に対する準備預金はすでに昨年来の再度に
わたる積立義務緩和措置により、最低準備制度上の所要
積立額(73年11月25日の積立残高)に対し80%もの積立免
除となっていたが、今回の措置により、国内債務につい
て残りの20%(約390百万スイス・フラン)も免除される
こととなった。本措置は主として12月の季節的な現金需
要増大に対処するねらいのほか、頃来の引締めから銀行
の手元繰りが苦しくなりつつあり、このまま放置すれば
マネー・サプライを過度に押え込むおそれを生じてきて
いることにも配慮してとられたものである。なお、対外
債務に対する準備預金については、最近の為替市場の動
向にかんがみて免除対象から除外した」。

◇スイス国民銀行、スイス・フラン建外債発行代り金等 の外貨交換義務を復活

1. スイス国民銀行は11月28日、本年2月初来停止して
いたスイス・フラン建の外債発行、外国人による借入れ
などから生ずる代り金および借入金の外国通貨への交換
義務を即時復活する旨決定、発表した。

2. 本件につき同行では、「本措置は、市中銀行に対し
スイス国内で起債されるフラン建外債の代り金および外
国人によるフラン建借入金(制限免除の短期、小額分は
除く)を為替市場において即時売却、米ドル等外国通貨

に交換することを義務づけたものである。最近のスイス・フラン堅調を背景に、外債発行代り金等がスイス国内に長期的に滞留するおそれが再び強まってきたため、本措置の復活によりこうした投機的資金の滞留を防止し、また為替市場でのスイス・フラン買い圧力の減殺が期待できると思っている」旨コメントしている。

◇スイス、外資流入規制措置を強化

1. スイス政府は11月21日、銀行のスイス・フラン建非居住者債務に対するネガティブ・インタレスト(昨年10月1日以来停止)および同債務に対する付利禁止措置(本年10月21日停止)を同日以降復活する旨決定(同日関係政令公布)(ただし、ネガティブ・インタレストの対象となる債務は本年10月31日残高に対する増加額が対象)。また、これと同時にスイス国民銀行は非居住者が銀行とのスワップ取引(スイス・フランの直売り、先買い)を通じて上記ネガティブ・インタレスト等回避の動きに出るのを防ぐため、銀行のスイス・フラン先売り額を同政令により規制しうることとなり、これに基づき同行は同日、さしあたり11月は月中のスイス・フランを対貨とする先物買替残高を、10月末同残高以下に規制する旨決定、発表した。

2. 上記措置に関し、スイス国民銀行筋は要旨次のようにコメントしている。

「これらの措置はいずれも最近のスイス・フラン投機に対処してとられたものであり、ネガティブ・インタレストは上記対象債務につき四半期当たり3%の範囲内で国民銀行の定める率を徴収するもので、さしあたり3%で実施することとなる。これを昨年10月までの2%よりも高率としたのは、投機的な短資流入を迅速かつ効果的に食い止めようとの趣旨によるものであるが、先行き為替市場動向いかんによってはこれを引き下げるなど弾力的に操作していくつもりである」。

◇オランダ、景気浮揚策を発表

1. オランダ政府は11月17日、最近の企業設備投資減退、失業増加傾向(10月161千人、前年同月比+35%)などに対処するため概要以下の財政措置を採る(ただし、適用は75年限りとす)旨発表した。これにより総額約43億ギルダーの需要が喚起される見込み(以下のカッコ内は予算に及ぼす直接効果)。

- (1) 所得税減税(840百万ギルダー)
- (2) 所得税控除額(子女扶養控除)引上げ(500百万ギルダー)
- (3) 失業保険政府負担額引上げ(400百万ギルダー)

- (4) 地方公共団体の雇用拡大(520百万ギルダー)
- (5) 失業者職業訓練資金増額(200百万ギルダー)
- (6) 産業用建築物の新規投資、減価償却について法人税軽減(300百万ギルダー)

- (7) 建設業向け公共支出増加(915百万ギルダー)

2. 政府は本措置により75年の実質経済成長率は2.5%(当初見通し2.0%)、鉱工業生産の伸び率は3.0%(同2.5%)、工業投資の伸び率は6.0%(同3.5%)、失業者数は155千人(同175千人)と各見通しを修正している。

◇ベルギー、貸出準備規制を緩和

1. ベルギー国民銀行と大蔵省は11月5日、10月末で失効する債務および貸出準備規制を75年1月末まで3か月間延長するとともに、その一部を緩和する旨発表した。今次緩和措置の概要は次のとおり。

- (1) 当該対象期間(74年11月1日～75年1月31日)における銀行の対企業および個人向け貸出増加額の限度を年率16%(従来は14%)とする。
- (2) 中期輸出信用を貸出準備規制の対象から除外する。
- (3) 銀行の短期輸出信用に対する貸出増加額の限度を年率24%(従来は14%)とする。
- (4) 中小企業向け融資確保のため特別措置を講じる。

2. ド・クレルク蔵相は今次措置について、「最近の景気後退傾向にかんがみ、ある程度の雇用対策を講じる必要があると判断されるに至ったため決定をみたものである」としている。

◇デンマーク、景気刺激策を発表

デンマーク政府は11月12日、国内経済の不振と失業者急増(9月の失業率約8%)に対処するため、①地方公共団体による投資ならびに住宅建設促進を目的とする政府資金の追加支出、②失業手当の増額(現行週当たり792→960クローネ)、などの措置を決定、発表した。なお、この結果1974年度歳出は総額650億クローネとなり、収支じりとしては600億クローネの赤字(当初見込みは37億クローネの黒字)に転ずる見込みとなった。

◇スウェーデン、貯蓄銀行の最低流動比率規制を強化

リクスバンク(スウェーデン国立銀行)は11月1日、貯蓄銀行に対して課せられている最低流動比率(注1)を現行20%から明年6月30日までに23%に引き上げるよう通告した。

本措置に関するコメントは行われていないが、最近貯蓄銀行の貸出が伸び悩み、流動比率が高水準を続けている(注2)ことにかんがみ、国立銀行がこれを追認したとの

見方が一般的である。

(注1) 最低流動比率規制は1972年1月導入された。その算出方法は以下のとおり。

流動資産(現金+国内銀行に対する純債権+要求払の純外国資産+国債その他債券<額面で計算>)+債務(預金勘定+振出・引受手形-貯蓄預金)×100

(注2) 貯蓄銀行の流動比率

1973年12月	25.5%
1974年9月	24.6%

◇スウェーデン、企業利潤規制法案を発表

1. スウェーデン政府は11月5日、インフレ対策の一環として概要以下のような企業利潤規制法案を発表した。

(1) 1974年中に100万クローネ以上の純益をあげた企業はその15%を中央銀行に設ける特別投資勘定(special investment account)に預入する(預入期限、1975年3月末日)。

(2) 本勘定に預入された資金については非課税・無利子の扱い。

(3) この凍結資金は1980年3月までには解除されるものとするが、解除時期は蔵相の裁量に委ねられる。ただし、蔵相の個別認可により解除前でも資金の引出しは可能であるが、その場合資金用途は設備投資に限定され、とりわけ輸出振興および省エネルギーのための投資が優先される。

2. 本法案は、最近労組が「過大利潤をあげた企業は労働者に還元せよ」として激しい賃上げ攻勢に出ているためこれを鎮静化させ、賃金コスト・インフレの回避を目的とするものである。加えて政府は本措置による流動性吸収(15億クローネ)という直接的インフレ抑制効果をもねらいとしている。

◇スウェーデン、“Arcru” 起債でアラブ資金を導入

1. 南スウェーデン電力公社(Sydsvenska Kraftaktiebolaget)は11月18日、アラブ主要国通貨の対米ドル平均相場を基礎に算定する“Arcru”(Arab currency related unit)建による起債を近く実施する旨発表した。その具体的内容は以下のとおり。なお、スウェーデンによるアラブ資金導入は今回がはじめてである。

(1) 起債額…12百万Arcru

(2) 期間…10年

(3) 利率…年8.5%

(4) 起債代理人…アブダビ国民銀行(National Bank of Abu Dhabi, アラブ首長国連邦の商業銀行)

(5) 利払・償還…ドルを使用。

2. “Arcru”の算出方法は次のとおり。

(1) 74年6月28日の1ドル=1 Arcruとする。

(2) 利払日、償還日等におけるアラブ12か国通貨(注)の対米ドル相場が、74年6月28日の各レートに対しどれだけ変動したかを算出し、その単純平均(ただし、具体的計算にあたっては最強・最弱各2通貨を除く8か国通貨に限る)を求め(たとえば20%)、その平均変動率分だけ価値を高めたものが1新Arcru(=1.2米ドル)となる。

(注) アラブ12か国通貨は以下のとおり。

アルジェリア、バーレーン、イラク、クウェート、リビアの各Dinar、エジプト、レバノン、シリアの各Pound、オマーン、カタール、サウジアラビアの各Rial、アラブ首長国連邦のDirham。

アジアおよび大洋州諸国

◇第9回東南アジア開発閣僚会議の開催

第9回東南アジア開発閣僚会議(注)は11月14~16日、マニラで開催された。今回の会議では、先進国と発展途上国との相互協力の重要性を再確認したにとどまり、新しいプロジェクトは採択されなかった。共同コミュニケの主要点、次のとおり。

(1) 本会議は、先進諸国の一般特恵の適用拡大、非関税障壁の撤廃等を通ずる発展途上国の貿易伸長と交易条件の改善および発展途上国産品の市況安定化の必要性を強調した。

(2) 先進諸国に対し、発展途上国の開発の必要性に対する認識を求めるとともに、日本が73年に発展途上国に対する経済協力を著しく拡大、改善したことを評価した。また、日本が今後も引き続き開発援助の拡充、貿易自由化、一般特恵の拡大などを通じて東南アジア諸国との貿易伸長に努力する旨表明した点に大きな関心を払った。

なお、今回の会議は75年10~11月にシンガポールで開催の予定。

(注) 本会議は、わが国の提唱により、東南アジアの地域協力推進を目的として1966年4月発足。現参加国は次の12か国。

フィリピン、南ベトナム、ラオス、クメール、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ビルマ、日本、豪州、ニュージーランド。

◇韓国、輸出促進策等を実施

韓国政府は、最近の輸出伸び悩みと輸出関連業界の資金繰り難に対処するため、10月から11月にかけて15項目に及ぶ輸出促進・業界救済策を発表、逐次実施した。主要措置は次のとおり。

(1) 輸出前貸しの期間延長(135→180日)対象品目に、はき物、缶詰、陶磁器・タイル、電子部品、皮革製品、冷凍水産物、活魚、まぐろの8品目を追加(従来は合

板、繊維等14品目、10月28日実施)。

(2) 上記輸出前貸しの延長期間中は、年12%の優遇金利を適用する(現行一般金利は15.5%、11月12日実施、以下同じ)。

(3) 輸出前貸しの融資算定レートを1ドル=380ウォン(従来は350ウォン)に引き上げる。

(4) 輸出用の生糸およびのりの集荷資金融資にかかる金利を、輸出前貸し金利(9%)並みにするとともに、期間を270日まで延長する(従来は一般金利を適用し、輸出信用状到着後輸出前貸し金利を適用)。

(5) 繊維、生糸、合板にかかる物品税(75年3月末分まで)の徴収を6か月間猶予する。

(6) 中小企業に対する政府の特別低利融資資金を400億ウォンから500億ウォンに増枠する。

11月19日 11月20日 11月27日 11月28日
以 前 以 降 以 降

	11月19日 以 前	11月20日 以 降	11月27日 以 降	11月28日 以 降
通知預金	9.0	8.25	7.5	6.0
定期預金				
1か月もの	9.5	8.75	8.0	6.75
3か月々	9.5	9.25	9.0	8.5
6~12か月々	9.75	9.25	9.25	9.0

一方、預金金利の引下げに伴い主要英系2行(香港上海、チャータード)は、貸出プライム・レートを11月20日、27日および28日にそれぞれ0.5%、0.25%、0.25%、合計1.0%引き下げ10.5%とした。

◇香港、変動為替相場制に移行

香港政府は11月25日、香港ドルの変動為替相場制採用を発表、翌26日から実施した(従来は米ドル・リンクの固定相場制、1米ドル=5.085香港ドル)。

今次措置の背景につき香港金融界では、①最近の米ドル安傾向を主因に、香港ドルはいずれフロート(実質切上げ)に移行しようとの見方が強まっていた、②海外金利の低下に伴い香港の金利が割高となった、などの事情から、大量の米ドル投機資金が流入したことによるものであり、香港の実体経済とはなんら関係がないとの見方が有力である。

なお、11月26日の為替レート(openig、インターバンク仲値)は1米ドル=4.820香港ドルと、旧セントラル・レート比5.5%高となっている。

◇香港の中国系銀行、元建預金金利を引上げ

1. 香港の中国系銀行(中国銀行香港支店を含む13行)は11月1日、元建定期預金(注1)金利を1.75~2.5%引き上げた。新預金金利は次のとおり(単位・年利%、カッコ内は旧金利)。

6か月もの	7.0	(4.5)
1年 々	8.0	(5.75)
2年 々	8.25	(6.25)
3年 々	8.5	(6.75)

今回の引上げによって元建預金金利は、同地の為替銀行預金実質金利とほぼ同水準(注2)になった。

2. 香港金融筋では本措置の背景として、中国の外貨事情悪化を指摘しているほか、「金利引上げに抵抗してきた中国が、ようやく市場金利の動向を重視する方向に姿勢を変えてきたことの現われ」とみる向きが少なくない。

(注1) 1970年5月、中国人民元の国際性を高めるため中国銀行が香港の中国系銀行に業務を委託するあたりで創設、受払いは香港ドル、換算は公定レートによる(11月22日現在、100香港ドルbuyingレート=38.34元)。なお、従来元が切り下げられた場合は、その価値保証が行われてきたが、今次金利引上げに伴い撤廃された。

(注2) 香港では金利が5%を超える場合15%課税されるが、元建定期預金に限り、中国銀行本店受入れのため非課税扱いとなっている。

◇香港、預貸金金利を引下げ

香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、11月20日、27日および28日の3回にわたって普通預金を除く預金の協定金利を0.75~3.0%引き下げた。今回の措置は、最近における海外金利の低下傾向に対処し、かたがた米ドルの流入抑制を図るためとられたものである。引下げの内容は次のとおり(単位・年利%)。

◇タイ、米の輸出プレミアムを引下げ

タイ政府は10月30日、①米の輸出プレミアム(一種の輸出税)を約17%引き下げ(注)(砕米混入率5%以下の白米の場合、トン当たり4,500→3,750バーツ)、同時に、②輸出割当て制(73年11月来実施)を一時的に撤廃して、向こう3か月間米の輸出を自由化する、旨発表した。

今次措置は、①最近の海外需要の減退から、本年の同国米輸出目標(120万トン、1~9月中実績約85万トン、73年中は6~11月の輸出禁止措置が響いて同36万トン)の達成がむずかしくなりつつあること、②新米出回り時期を控えて、輸出価格の下落(トン当たり5月12千バーツ→10月9.4千バーツ)に伴う販米収入の大幅減少が懸念されるに至ったこと、などに対処してとられたものとみられている。

(注) 前回は本年6月26日、約12%引下げ。

◇タイ、繊維原料・鉄鋼2次製品の輸入を規制

タイ政府は11月6日、ナイロン糸、綿糸等繊維原料の

輸入を事前許可制に改め、また同21日には、丸棒、線材等鉄鋼2次製品の輸入関税率を大幅に引き上げた(輸入価格の2→20%)。

同国では、繊維業界が内外需の停滞と輸入品の増大に伴う市場圧迫から業況不振に陥り、さる10月には中央銀行の特別融資(11月号「要録」参照)をあおぐに至っており、一方、鉄鋼業界(2次メーカー中心)でも、建設需要の減退、日本からの輸入拡大などから大幅な減産(最近の操業率約7割)を余儀なくされているため、両業界に対する救済策の一環として、今次措置が実施されたものとみられる。

◇シンガポール、預貸金金利を引下げ

シンガポール金融管理局は11月25日、預貸金金利の0.5%引下げを実施した。

(1) 措置の内容

- イ. 貸出プライム・レートを年10.75%から同10.25%に引き下げる。
- ロ. 預金金利を次のとおり改定する(年利・%)。

	新	旧
普通預金	5.5	6.0
定期預金 1ヵ月	6.0	6.5
3ヵ月	7.5	8.0
6ヵ月	8.0	8.5
9ヵ月	8.5	9.0
12ヵ月	9.0	9.5

(注) 1年超の定期預金金利は、従来どおり各銀行の自由裁量にまかせる。

(2) 背景

同国では本年7月、国内景況の悪化傾向に対処して最低現金準備率を引き下げ(9→8%)、さらに10月には、最低現金準備率の再引下げ(8→7%)と預貸金金利の引下げ(0.5%)を実施するなど、漸次金融引締め政策を緩和してきたが、このところ内外需の減退から、繊維、弱電、合板、石油精製、建設等広範な業種にわたって業況が一段と悪化し、年末にかけて失業者の増大も懸念されるに至ったため、最近の消費者物価の騰勢鈍化傾向(前年比上昇率、4～6月27%→8月18%)、海外金利の軟化などをにらみつつ、本措置の実施に踏み切ったものとみられる。

◇フィリピン、小型トラックの輸入を禁止

フィリピン政府は10月17日、新車小型トラック(2トン積み以下の完成車)の輸入を今後全面的に禁止する旨を発表した。

今回の措置は、最近日本などからのトラック輸入が急増しており、これが政府の「トラック国産化計画」(本年11月中旬に具体化の予定)の推進を阻害するおそれが強まりつつあるため、国内アSEMBラーに対する保護・育成策の一環として実施されたものとみられる(本年7月には中古小型トラックの輸入が禁止されている)。

◇インドネシア、繊維輸入を規制

インドネシア政府は11月9日、①綿糸・原綿の民間輸入を禁止する(必要な場合は政府が輸入する)、②綿布の輸入については商業銀行の輸入金融および香港、シンガポール向けL/C開設を禁止する、旨を発表した。

同国では、繊維の輸入依存度(輸入/消費)が、原綿95%(73年実績)、綿糸38%(同)、綿布27%(同)と従来からかなり高いが、このところ香港、シンガポールなどからとくに安値品の輸入急増が目立ち、これが同国繊維業界を圧迫して業況悪化が目立ちはじめたため、その救済策として本措置の実施に踏み切ったものとみられる。

◇パキスタン、新綿花政策を発表

パキスタン政府は10月30日、①綿花輸出会社による綿花の買上げ価格を平均約15%引き下げる(最優良綿花AC134SGの場合、1モンド当り237→200ルピー)、②同会社に上記価格で無制限の買上げを行わせる、③綿糸の消費税を10ポンド当り一律6ルピー引き下げる、の3措置を、今綿花年度(74年9月～75年8月)中実施する旨を発表した。

同国では、国際的な需給緩和に伴う綿花の市況急落の影響から、主力産業である綿関連業界が綿花作付面積の削減、操業度の低下、工場閉鎖など深刻な事態に陥っており、綿花輸出会社はすでに8月以降1モンド当り237ルピーと市場相場を上回る価格による買上げを実施してきたが、買入れ量(輸出用のみで全生産の25%程度)が少ないため所期の効果を達成できなかった。このため今次措置において、綿花の無制限買上げを実施することにより栽培者を保護する一方、消費税を引き下げて、綿製品の輸出競争力の強化と、綿工業の経営改善をねらったものとみられる。

◇イスラエル、平価切下げを実施

1. イスラエル政府は11月10日、国際収支の大幅悪化と外貨準備の急減に対処して平価の大幅切下げ等を実施した。概要次のとおり。

- (1) 平価を1米ドル=4.20イスラエル・ポンド(I£)からI£6.00に切り下げる(切下げ率はIMF方式で30

%)。

同時に輸出課徴金を35%から15%に引き下げ、しゃし品等29品目の輸入を6ヵ月間禁止する。

(2) 関連措置として、財政面では、①輸出税割戻し額の上限を輸出1米ドル当りI£1.84からI£1.30に引き下げ、輸出税の増収を図る、②キャピタル・ゲイン等に対し高率の課税を行う、③主要食料品、基礎物資等に対する政府補助金を大幅に削減する(これに伴いパン、ミルク、砂糖、石油の公定価格や電気、水道、輸送等の公共料金を大幅に引き上げる)、④一般歳出を削減する。また、金融面では、信用凍結措置の3ヵ月間延長、開発関連貸付金利の引上げなどを実施する。

2. 同国では、73年10月の第4次中東戦争ばっ発以来、軍需物資の輸入増大や石油価格の高騰などから貿易収支が大幅な赤字(74年4～6月中10億ドル)を続けているうえ、海外援助の取入れ難が響いて外貨準備が急減しており(73年末17.0億ドル→74年8月末11.2億ドル)、国際収支の改善が急務となったことから、上記措置の実施に踏み切ったものとみられている。

◇豪州、金融緩和措置等を発表

豪州政府は11月10日および12日の両日、次のとおり金融、財政両面からの引締め緩和措置を発表した。

(1) 金融面(11月11日から実施)

- イ. 企業の海外借入れに対する準備銀行への無利子預託制度を停止する(従来の預託率5%(注))。
- ロ. 100千豪ドル以上の海外借入れに対する許可条件を、従来の「期間2年以内の借入れ禁止」から「6ヵ月以内禁止」へ緩和する。
- ハ. 政府証券(Treasury Note)の利率を引き下げる(年利・%)。

	新	旧
13週もの	8.687	9.358
26 "	8.858	9.472

(2) 財政面(75年1月から実施)

- イ. 個人所得税、法人税の減税
 - (イ) 個人所得税を75年1～6月中650百万豪ドル減税(平均約3%の税率引下げに相当)
 - (ロ) 法人税率の2.5%引下げ(47.5→45.0%)
- ロ. 住宅建築を促進するため、貯蓄銀行(Savings Banks)に対し、財政資金から住宅ローン原資150百万豪ドルを供給する。

同国では、①このところ金融のひっ迫などを映じて景気後退が目立ち(4～6月の工業生産季節調整済み前期比-0.2%)、企業の業況悪化や失業の増大(失業率、10月

末2.52%)が問題となっているほか、②輸入の増高(7～9月前年同期比+69%)や外資流入減から外貨準備が年初来急減している(73年末57億米ドル→74年9月末44億米ドル)ため、インフレ高進(7～9月の消費者物価上昇率、前年同期比+16.3%)にもかかわらず、上記のような緩和措置を打ち出したものとみられる。

(注) 2年超の海外借入れに対する預託率の推移

1972年12月	預託制度創設	25.0%
73年10月		33.3
74年6月		25.0
8月		5.0
11月	" 停止	0

◇豪州、自動車の輸入関税を引上げ

豪州政府は11月12日、自動車にかかる輸入関税を次のとおり引き上げ、自動車の新規登録台数に占める輸入車の割合(74年9月中41%)が20%以下になるまで継続する旨発表した(翌13日から実施)。

	新 (輸入車のシェア が20%超の場合)	旧 (20%以下の 場合)
完成車	45%	35%
ノック・ダウン 用車体・部品	35	26

同国では、年初来自動車の輸入が日本車(9月中の全輸入車の約8割)を中心に急増し、これが、おりからの金融ひっ迫化とあいまって自動車産業を圧迫し、最近では工場閉鎖や大量解雇が発生するなど業況悪化が目だってきたため、本措置の実施となったものとみられる。

共産圏諸国

◇コメコン・E C協力関係進展の動き

コメコンは、昨年来E Cとの経済協力推進を画策してきたが、本年9月、ファジェーエフ・コメコン事務局長はオルトリE C委員長に対し両ブロック協力関係の確立交渉の早期開始を強く要請、これに呼応し、E C委員会はコメコン接近の具体案を作成した。

具体案の骨子は次のとおり。

- (1) E C・コメコン間で5年から10年の期間に及ぶ互惠平等を原則とした通商協力協定の交渉を開始すること。
- (2) 限られた範囲内で双方の関心品目について関税引下げを行うこと。
- (3) 貿易の数量制限を廃止し、ガットのルールに準拠した商品貿易の自由な交流拡大を図ること。
- (4) 双方の貿易関係を見直すため定期的に貿易合同委員会を設置すること。

(5) コモン諸国通貨は交換可能通貨でないため、EC側は輸出信用供与の面で特別の対策を採ること。

◇ヤクート探鉱、日・米・ソが基本合意

ソ連のヤクート地区天然ガス開発に関する日・米・ソ3国の話し合いが11月18日まとまり、基本契約が仮調印された。合意の主内容は次のとおり。

- (1) 今後1年半ないし2年半の間に、日・米・ソ3か国共同で1兆立方メートルの天然ガス埋蔵量の確認を行う。
- (2) 日・米両国は、これに対し、各1億ドルの対ソ・バンク・ローンを供与する(注)。
- (3) 埋蔵量が確認された場合新規に契約を結び、年産320億立方メートルのうち日・米両国が各100億立方メートルを引き取る。

(注) 日本のバンク・ローンは、本年4月22日ソ連政府代表団と日本輸出入銀行との間で交換された議定書で合意済みであり、その内容は融資総額1億ドル相当円、金利年6.375%、償還期限貸出実行後5年ないし8年となっており、米国の参加を条件として loan agreement を締結することになっている。

◇ユーゴスラビア、ディナールの実効為替レートを切下げ

1. ユーゴスラビア政府は10月30日、ディナールの西側主要国通貨に対する実効為替レートを6.8%(貿易ウエイトによる主要国通貨平均)切り下げた。

主要国通貨に対するディナールの30日の新しい中心レートは次のとおり。

1米ドル当り	17.2850	ディナール
1英ポンド	40.2936	〃
1西ドイツ・マルク	6.71	〃

2. 同国は73年7月、欧州からの投機資金流入に対処して管理フロート制に移行したが(48年9月号「要録」参照)、西側諸国の商品価格高騰に伴う輸入急増(74年1～6月中、前年同期比+80%)を主因に本年初来国際収支が悪化に転じており(1～6月中外貨準備は2.1億SDRの減少)、さらに国内物価上昇、生産不振等も加わりディナールの実効レートが軟化している状況にかんがみ、本措置が採られたものである。

◇ブルガリア、貿易外・資本取引適用レートを切上げ

ブルガリア国立銀行は11月1日、社会主義国以外との貿易外・資本取引に適用される為替レートを、1米ド

ル=1.65レフから1.20レフに切り上げた(注)(切上げ率37.5%)。

本措置は、さきに適用レートの切上げを実行したルーマニアの場合(11月号「要録」参照)と同様、西側インフレの高進に伴い欧米主要国通貨に対する為替レートが割安となっていたため採られたものとみられている。

(注) 公定レート(1米ドル=0.97レフ)に上乘せられていたプレミアムを1米ドル当り0.68レフから0.23レフに引き下げたもの。

◇日中海運協定の調印

日中両国政府は11月13日、東京で全文12条からなる「日本国と中華人民共和国との間の海運協定」の調印を行った。主要内容次のとおり。

- (1) 日中双方の船舶は、日中両国間または相手国と第三国間の海運運輸に従事する権利を有する。
- (2) 相手国の船舶の入港および港での荷役作業時、船員の上陸時、海難発生時などには相互に最恵国待遇を供与する。
- (3) 海運企業の利益送金を相互に保証する。
- (4) 海運問題に関する政府間協議を随時開催する。
- (5) 協定は3年を期限とし、期限切れ6ヵ月前にどちらかが放棄の通告をしなければ自動的に延長される。

本協定は、72年9月の日中共同声明で両国が締結を約していた実務4協定の一つで(漁業協定を除き、貿易、航空両協定はすでに調印、発効済み)、これにより日中貿易がいつそう促進されるとともに、海運に関する技術交流も活発化することが期待されている。

◇中国、1974年秋季広州交易会を開催

74年の秋季広州交易会は、例年どおり10月15日から11月15日まで広州市で開催され、100余か国から約25千人が参加した。今回は中国側では春季を上回る活況を呈したと発表しているものの、西側筋の情報によれば、世界的な景気低迷や中国の国際収支悪化などから商談は全般的に低調に推移した模様。

この間、わが国からは前回並みの約2,100人が参加したが、輸入面では主力の生糸、繊維製品、水産物等が国内市況の低迷や在庫過剰などから成約不振であったこと、輸出面でも、化学繊維物、化学製品、板紙等を中心に中国側の買控えが目だったことから、輸出入成約額は春季(2億ドル)を下回ったとみられている。